

# 石川県被災地介護・福祉人材確保支援事業費補助金 Q&A

(令和6年8月7日時点)

## (1)対象事業所について

Q. 「80万円以上の整備を要する損壊」とあるが、事業所単位での被害を指すのか、建物単位の被害を指すのか、どちらなのか。

A. 基本的には「ひとつの建物」を指すとご理解ください。なお、本要件は災害復旧費補助金の対象となるような被害を受けた場合を想定していることから、災害復旧費補助金を活用されている場合は、本補助金も対象となるとご認識いただければ結構です。

Q. 「地震により職員が離職・休職」とあるが、申請時点で既に復職や新規雇用等で従業員数の水準が被災前と同程度に戻っている場合でも対象となるか。

A. 被災による離職者や休職者が発生していれば、既に従業員数が回復していても対象となります。

Q. 「地震により利用者が避難」とあるが、具体的にどんな場合を指すのか。

A. 利用者が一次避難所や二次避難所、福祉避難所(被災地外の福祉施設も含む)または親せき宅など、自宅ではない場所で過ごしている状態となり、通常と同じようなサービスの提供が困難あるいは事業所の業務に負担が生じているような場合を想定しています。

Q. 介護保険サービス事業所ではないが、養護老人ホームや軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、救護施設も対象となるのか。

A. 対象となります。対象サービスについては、「石川県被災地介護・福祉人材確保支援事業費補助金交付要綱」の別紙をご参照ください。なお、申請にあたって、申請書様式中のサービス区分は「介護」として選択ください。

Q. 地震以降、被災地で新たに事業所を開設する場合は対象となるのか。

A. 被災により事業を廃止もしくは事業規模を縮小した事業者に代わって、新たに事業所を開設し、被災地の介護・福祉ニーズに応えることを目的とする場合などは対象となります。ただし、対象の従業員が「1月1日以降、累計で3か月以上勤務している」などの要件を満たすことをご確認の上、申請期限までに申請をお願いいたします。(申請様式の記載の仕方

も含め、できれば一度事務局までご相談ください。)

## (2)対象職員について

Q. 対象となるのは介護職員(直接処遇職員)のみか。

A. 介護職員だけでなく、看護職員や機能回復訓練士、調理員、事務職員など、事業所の全職員が対象となります。

Q. 兼務や併任で複数事業所に在籍する職員についてはどのように申請すればよいか。

A. 本務(主たる給与が支払われている)の事業所からのみ申請ください。(このため、病院・診療所・薬局等と兼務している、本務でない医師・歯科医師・薬剤師等は対象外となります。)同一職員が重複して対象となることのないよう十分に注意して申請ください。

Q. パートやアルバイト、人材派遣会社からの派遣職員も対象となるか。

A. 雇用形態を問わず、要件を満たせば対象となります。勤務時間は週20時間を目安としてください。ただし、事業所より直接雇用している必要があります。人材派遣会社等の委託業者が雇用主の場合は、当該職員を対象に含めることはできません。

## (3)補助金の交付申請について

Q. 交付申請の期限はいつまでなのか。

A. 県HPの本補助金の案内ページにて期日を公表しておりますので、ご確認ください。

Q. 期限に間に合わない場合は受給できないのか。

A. 受付や審査、交付事務などの手続きの関係で、申請期限を設けておりますが、なるべく柔軟に対応したいと考えておりますので、間に合わない場合でも前もって事務局にご相談いただくか、期限を過ぎていても一度事務局までご連絡ください。

Q. 申請してからどれくらいの期間で振り込まれるのか。

A. 概ね2~4週間程度で振込いたします。ただし、申請が集中した場合などは、事務処理が遅れるこどござりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q. 交付申請書兼実績報告書での申請となっているが、概算払い受け取ることはできないのか。

A. 事務手続きの関係で、実績による支払とさせていただいております。ご不便おかけし申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q. 申請時期が2度設定されているが、違いはあるのか。

A. 特段違いはありませんので、どちらのタイミングで申請いただいても構いません。(意図としては、第1回の申請は、その時点で既に交付要件を満たす職員の方に、速やかに手当等を支給いただけるよう、なるべく早い時期に設定しております。第2回の申請は、事業所の再開後、遅れて復職した方や新たに雇用した方など、すぐに交付要件を満たさない職員の方に、後から手当等を支給できるよう、第1回とは時間を空けて設定しております。ただし、このとおり申請しなくてはならないわけではありませんので、例えば、第2回の申請でまとめて申請いただいても構いません。)

Q. 申請時期の範囲であれば、複数回申請してもよいのか。

A. 事務手続きの関係で、申請は各期間内でそれぞれ1回までとさせていただいております。

#### (4) 対象経費について

Q. 「特別手当等」とは何を指すのか。

A. 今回の地震を受けて、基本給や賞与、時間外手当、毎月決まって支払われる手当などとは別に、新たに上乗せで支給する手当(例えば、震災特別手当や災害危険手当など、名称は問いません。)を指します。なお、賞与(ボーナス)と併せて支給することも可能ですが、通常の賞与額への上乗せ分として充当する必要がありますのでご注意ください。(通常の賞与額に充当することはできません。)

Q. 職員一人当たり 15 万円の交付だが、職員や職種ごとに事業所のほうで支給額を差配してもよいのか。

A. 差配することはできません。一律で 15 万円を支給ください。

Q. 15 万円を複数回に分けて支給してもよいのか。

A. 複数回に分けて支給しても構いません。ただし、申請時点で満額支給済みである必要があります。

Q. 事業所から職員への支給額が 15 万円未満の場合、その支給額を上限として助成を受けることはできるのか。

A. 支給額が 15 万円未満の場合、助成を受けることはできません。事業所間の公平性を保つため、一律 15 万円の支給としておりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。このため、対象職員数×15 万円で申請いただき、補助相当額をそのまま職員に支給いただきますようお願ひいたします。(事業所の持ち出し分を含め、15 万円以上を支給いただく分には問題ありません。)